

## 契約条項 GC-740\_210118

1. 受注後、乙の責めに帰すべき事由以外で注文書記載の業務が中止になった場合、甲は当該業務の中止までに乙が負担した金額を乙に支払うものとします。
2. 甲が代金ならびに消費税および地方消費税相当額(以下代金等という)の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。
3. 納品物がある場合、納品物の所有権は、甲が代金等を完済したときに乙から甲に移転するものとします。
4. 乙は、甲の承諾を得て、受注した業務を第三者に委託できるものとします。
5. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
6. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
7. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
8. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
9. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

以上